

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第 26 回]

令和 5 年 7 月 20 日(木) 午後 7 時 00 分

松川町役場 2 階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・ 委員長
- ・ 町長
- ・ J R 東海
- ・ 長野県

3. 会議事項

(1) 副委員長について

(2) 発生土運搬について

1) 松川町より [P4]

①前河原道路事業で活用する盛土材料仮置工事について

2) J R 東海より [別冊資料]

- ①大鹿村内リニア工事進捗状況
- ②発生土運搬車両の運行状況
- ③令和 6 年度にかけての発生土運搬計画
- ④その他

3) 質疑応答

4. その他

- ・ 移動コンテナ局測定結果について [P5～6]

5. 閉会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

No	区分	氏名	所属役職等	備考
1	(1)	松下 重幸	古町区会	
2	(1)	佐藤 和司	上新井区会	
3	(1)	小嶋喜美雄	名子区会	
4	(1)	宮下 保	大島区会	
5	(1)	大澤 勲	上片桐区会	
6	(1)	福澤 友安	福与区会	
7	(1)	唐沢 寛文	部奈区会	
8	(1)	下澤 義彦	生東区会	
9	(2)	森谷 岩夫	松川町議会 推薦	
10	(2)	坂本 勇治	松川町議会 推薦	
11	(2)	中平 文夫	松川町議会 推薦	委員長
12	(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
13	(4)	松下 敏章	松川町農業委員会 会長	
14	(4)	高坂 龍夫	JA みなみ信州松川支所 理事	
15	(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
16	(4)	矢澤 良一	松川町商工会 建設業部会長	
17	(4)	北沢 公彦	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
18	(4)	宮沢 喜好	信州松川くだもの観光協会	
19	(4)	熊谷 誠	松川町交通安全協会 会長	
20	(4)	増澤あけみ	松川町交通安全協会 女性部長	
21	(4)	吉澤 裕	松川町交番 所長	
22	(4)	松浦 善文	松川町教育委員会	
23	(5)	西尾 明廣	公募委員	
24	(5)	北原 俊秀	公募委員	
25	(5)	寺沢 茂春	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求めることを予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

- ・中央新幹線建設部 名古屋建設部

担当部長 古谷 佳久

- ・中央新幹線長野工事事務所

所 長 杉浦 禎信

副 所 長 小池 一之

係 長 黒澤 太一

主 任 齋藤 寛泰

大鹿分室長 水上 英也

主 任 水野 隆二

主 席 藤田 輝一

○長 野 県

- ・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

企画幹兼調整課長 大島 則雄

課長補佐 井原 一馬

○松川町

町 長 北沢 秀公

副 町 長 黒沢 哲郎

- ・事 務 局

リニア対策課長 小沢 雅和

主任 大蔵 匠

盛土材料の搬入経路(案)



下小松川橋～増屋区間
道路拡幅工事に伴い、南側から
中川方面への一方通行規制

往路：七疋神社前～県道伊那生田飯田線
～堤防道路
復路：堤防道路～県道伊那生田飯田線

事業に活用する盛土材料の仮置き場への搬入

搬入先：松川浄化センター

運搬期間：令和5年8月～令和6年3月（予定）

運搬台数：片道約20台/日

通行時間：8時30分～17時00分(日曜・年末年始等の長期連休除く)

移動コンテナ局No.2測定結果（松川町交流センターみらい）

1 窒素酸化物

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31											61
測定時間	[時間]	715	735											1450
月平均値	[ppm]	0.004	0.003											0.003
1時間値最高値	[ppm]	0.022	0.019											0.022
日平均最高値	[ppm]	0.007	0.007											0.007
日平均値が0.06 ppmを超えた日数	[日]	0	0											0
日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日数	[日]	0	0											0

(2) 一酸化窒素 (NO)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31											61
測定時間	[時間]	715	735											1450
月平均値	[ppm]	0.001	0.001											0.001
1時間値最高値	[ppm]	0.014	0.008											0.014
日平均最高値	[ppm]	0.002	0.002											0.002

(3) 窒素酸化物 (NOx : NO+NO₂)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31											61
測定時間	[時間]	715	735											1450
月平均値	[ppm]	0.005	0.003											0.004
1時間値最高値	[ppm]	0.028	0.025											0.028
日平均最高値	[ppm]	0.010	0.009											0.010
月平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	[%]	82.0	83.9											82.8

2 浮遊粒子状物質 (SPM)

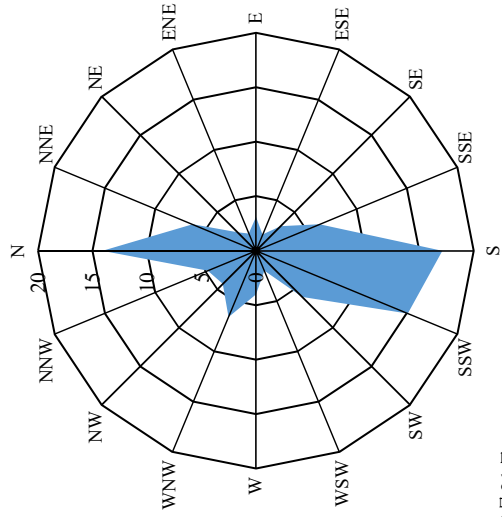
【環境基準】1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31											61
測定時間	[時間]	720	743											1463
月平均値	[mg/m ³]	0.015	0.011											0.013
1時間値最高値	[mg/m ³]	0.059	0.059											0.059
日平均最高値	[mg/m ³]	0.034	0.031											0.034
1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	[時間]	0	0											0
日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	[日]	0	0											0

3 風向 (WD) 及び風速 (WS)

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	[日]	30	31											61
測定時間	[時間]	720	744											1464
平均風速	[m/s]	2.7	2.6											2.6
最多風向	[16方位]	SSW	S											S
最多風向の割合	[%]	16.7	17.1											16.5
1時間値の最大風速	[m/s]	8.2	8.4											8.4

風図 (5月)



風向	頻度[%]
N	14.1
NNE	6.3
NE	2.4
ENE	1.7
E	3.1
ESE	1.6
SE	3.2
SSE	6.3
S	17.1
SSW	15.1
SW	6.0
WSW	2.0
W	4.0
WNW	6.6
NW	4.3
NNW	4.8
CALM	1.2

注1) 測定期間は2023年4月1日～2023年5月31日
 注2) 速報値であり、今後修正される可能性がある

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。

3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。

3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はリニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。